

第一百八十六回  
参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第五号

平成二十六年三月二十四日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月十九日

辞任

井原 巧君

補欠選任

丸川 珠代君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

本日の会議に付した案件  
(内閣提出、衆議院送付)事務局側  
第一特別調査室 岡留 康文君内閣府副大臣 後藤田正純君  
内閣府大臣政務 亀岡 健民君

副大臣	国務大臣 (内閣府特命担当大臣) び北方対策)	山本 一太君	石田 昌宏君	江島 潔君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	丸川 珠代君	三宅 伸吾君	源幸君	直嶋 正行君	藤本 克彦君	横山 智子君	江口 光男君	紙儀間
			島尻安伊子君 二之湯 智君 藤末 健三君 河野 義博君	林 久美子君	島尻安伊子君 二之湯 智君 藤末 健三君 河野 義博君	石田 昌宏君	江島 潔君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	丸川 珠代君	三宅 伸吾君	源幸君	直嶋 正行君	藤本 克彦君

○委員長(林久美子君) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。山本沖縄及び北方対策担当大臣。

○國務大臣(山本一太君) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖縄は、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、大きな優位性と潜在力を有しております。昨年六月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略にあるとおり、沖縄が日本のフロントランナーとして二十一世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的、積極的に推進することが必要とされています。このような中で、この度、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の

補欠として丸川珠代君が選任されました。

○委員長(林久美子君) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(山本一太君) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

沖縄は、成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、大きな優位性と潜在力を有しております。昨年六月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略にあるとおり、沖縄が日本のフロントランナーとして二十一世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、国家戦略として、沖縄振興策を総合的、積極的に推進することが必要とされています。この

特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること等の所要の措置を講ずることとし、ここに本法律案を提出申し上げる次第です。次に、この法律案の概要につきまして御説明申します。

第一に、現行の金融業務特別地区制度に代えて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区制度を創設することとしております。本制度においては、内閣総理大臣が経済金融活性化特別地区を一を限り指定することができる」として、沖縄県知事が集積を促進しようとする産業の内容等を定めた経済金融活性化計画を策定し、内閣総理大臣が当該計画を認定した場合に課税の特例等の措置を講ずることとしております。

第二に、從来国が指定することとしていた情報

通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区並び

に国際物流拠点産業集積地域について、沖縄県が

情報通信産業振興計画等を策定し、当該計画にお

いて各地域等を定めることとする等の措置を講ず

ることとしております。

第三に、航空機燃料税の軽減措置の対象について、沖縄と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に加えて、沖縄県内の各地間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料を追加することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び概要でございま

す。

本法律案が速やかに成立いたしますよう、御審

議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(林久美子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

(二二二六)

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

案

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案

案

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のよう改正する。

案

目次中「情報通信産業の振興」を「情報通信産業振興計画等」に、「国際物流拠点産業集積地域」を「国際物流拠点産業集積計画等」に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

案

第三条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

案

第七条第一項中「提出された」を「提出した」に、「提出があつた」を「提出をした」に改める。

案

第二十七条中「又は久米島」を「若しくは久米島」に改め、「航行する航空機」の下に「又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」を加える。

案

第三章第二節の節名を次のよう改める。

案

第二節 情報通信産業振興計画等

案

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

案

(情報通信産業振興計画の作成等)

案

第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るために計画(以下「情報通信産業振興計画」という)を定めることができる。

案

2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

案

一 計画期間

案

二 情報通信産業の振興を図るために必要とされ

る政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域

三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とする政令で定める要件を備えている地区（第三十条第一項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあっては、その区域

四 情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3 前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合しないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。

（情報通信産業振興計画の実施状況の報告等）

第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表する努力とともに、主務大臣に報告するものと

する。

2 主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（第三十条第一項中「情報通信産業特別地区」を

「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

3 国際物流拠点産業の集積を図るために沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

3 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画を変更すべきことを求める。

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第四節 国際物流拠点産業集積計画の作成等

第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るために計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。

第三章第四節の節名を次のように改める。

（国際物流拠点産業集積計画の作成等）

第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表する努力とともに、主務大臣に報告するものと

項について定めるものとする。

一 計画期間

二 関税法第一条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第二号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（第三十条第一項中「国際物流拠点産業集積計画」を

「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第三項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができる。

2 主務大臣は、前条第二項第二号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

4 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

4 第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）

第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表する努力とともに、主務大臣に報告するものと

より提出した国際物流拠点産業集積計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第二項第二号の措置が実施されないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、同条第四項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第四十四条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）

第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表する努力とともに、主務大臣に報告するものと

域」を「財務大臣は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め、「政令で定めるものを除く。」を削り、「ものは、関税法」を「ものにつき、同法に、「とみなす」を「の指定をするものとする」に改め、同条第二項及び第三項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改め

る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 経済金融活性化特別地区

第五十五条の見出しを「(経済金融活性化特別地区の指定)」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るために必要な政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区」を「聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るために必要な政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区」に改め、同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改め、同条第五項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「金融業務特別地区」に改める。

第五十五条の次に次の五条を加える。

(経済金融活性化計画の認定)

(経済金融活性化計画の変更)

第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るために必要な政令(以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。)を

定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

二 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の内容に関する事項

三 経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聽かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(認定の取消し)

第五十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

1 基本方針に適合するものであること。

第五十五条の見出しを「(経済金融活性化特別地区における事業の認定)」に改め、同条第一項中「第一条に規定する金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、「関係行政機関の長に協議して」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をして、課税の特例の適用があるものとする。2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。その指定を取消すことにより、課税の特例の適用があるものとする。3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 第二十九条中「金融業務特別地区」を「認定経済金融活性化特別地区」に、「金融業務に係る事業」を「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業」に改める。

二 第一百四十四条第一項第二号を次のように改める。

二 第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第六項の規定による変更の求め、通知、同条第七項の規定による変更の求め、

同条第八項において準用する同条第五項の規定による情報通信産業振興計画の受理、同条第六項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第二十九条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による告白の取り扱い及び同条第三項の規定による告白の取り扱いの規制の適用を定めることとする。

際物流拠点産業集積計画の作成及び新法第五十五条第一項に規定する経済金融活性化特別地区の指定の申請のため、この法律の施行の日（以下「施行日」という。前においても、関係市町村長の意見の聴取その他の必要な準備行為をすることができる。）

務に係る事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、  
日吉町へ一ヶ月見直し、この法律施行後、

定による勧告に関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

**第三条** 施行日の前日においてこの法律による改正前の沖縄振興特別措置法（以下「旧法」といふ。）の規定（第一項の規定を除く。）は、施行の日から適用しない。

三 条 第一項の認定を受けたものとみなす。

なおその効力を有する。

の規定による指定、同条第三項の規定による公示、  
同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、  
同項において準用する同条第三項に規定する  
公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区  
域の変更、同項において準用する同条第三項の規  
定による公示」を「第四十一条第五項の規定によ  
る公示」を「第四十一条第五項の規定によ

いる情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの間は、新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定め

第四十四条第一項の沖縄県知事の認定を受けたものとみなす。

第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保稅地域とみなされている土地又は建設物その他の施設は、新法第四十五条第一項の規定に基づき關稅法第三十七条第一項の規定により指定を受けた指定保稅地域とみなす。

る国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、

2 情報通信産業振興地域とみなす。

信技術利用事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における

第一項の認定を受けている法人に関する認定の取消し及び金融業務に係る所得の課税の特例については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

前項。  
同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による指置の求め、同条第三項の規定による勧告」に改め、同項第四号を

3 地区は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があつた日の前日）までの間合には、新法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた新法第二十八条第一項第三号に規定する情報通信産業特別地区とみなす。

施行日の前日において旧法第四十二条第一項

ける地方交付税法（昭和二十一年法律第二百十  
一号）第十四条の規定による当該地方公共団体  
の基準財政収入額の算定については、旧法第三  
十二条の規定は、この法律の施行後も、なおそ  
の効力を有する。

地方公共団体が、旧法第四十二条第一項の規  
定により指定された国際物流拠点産業集積地地域  
の区域内において旧法第三条第十一号に規定す  
る国際物流拠点産業の用に供する設備を平成二

第八条 この附則に規定するものほか、この法  
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第九条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三  
十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「国際物流拠点産業集積地  
域の指定」の規定により国際物流拠点産業集積  
地域として指定された地域」を「国際物流拠点

附 则

**(準備行為)** 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 沖縄県知事は、この法律による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画の作成、新法第四十一条第一項に規定する国

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた新法第四十一条第二項第一号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなす。

行後も、なおその効力を有する。